

規程類必須項目確認書

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 事業名: | 若年困窮女性の孤立防止と経済的自立支援 |
| 団体名: | 公益財団法人地域創造基金さぬり |
| 過去の採択状況: | 通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。 |

| | |
|----------|------|
| 記入箇所チェック | 記入完了 |
|----------|------|

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉

- ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
- ◎後日提出する規程類に関しては、助成申請書で書類いただいたりいるとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出において本様式も併せてご提出ください。
- ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
- ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

| | | 記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。 | |
|--|--|------------------------------------|----------|
| | | 記入完了 | 記入完了 |
| 規程類に含める必須項目 | | (参考)JANPIAの規程類 | 提出時期(選択) |
| ● 社員総会・評議員会の運営に関する規程 | | | |
| (1)開催時期・頻度 | | | |
| (2)招集権者 | | | |
| (3)招集理由 | | | |
| (4)招集手続 | | | |
| (5)決議事項 | | | |
| (6)決議(過半数か3分の2か) | | | |
| (7)議事録の作成 | | | |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。 | | | |
| ● 理事会の構成 | | | |
| (1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること | | | |
| (2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること | | | |
| ● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。 | | | |
| (1)開催時期・頻度 | | | |
| (2)招集権者 | | | |
| (3)招集理由 | | | |
| (4)招集手続 | | | |
| (5)決議事項 | | | |
| (6)決議(過半数か3分の2か) | | | |
| (7)議事録の作成 | | | |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること | | | |
| ● 理事の職務権限 | | | |
| JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください | | | |
| ● 監事の監査に関する規程 | | | |
| 監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください | | | |
| ● 役員及び評議員 | | | |
| (1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額 | | | |
| (2)報酬の支払い方法 | | | |
| ● 倫理に関する規程 | | | |
| (1)基本的人権の尊重 | | | |
| (2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除) | | | |
| (3)私の利益追求の禁止 | | | |
| (4)利益相反等の防止及び開示 | | | |
| (5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること | | | |
| (6)情報開示及び説明責任 | | | |
| (7)個人情報の保護 | | | |

| ● 利益相反防止に関する規程 | | | | |
|---|---|------------------|---------------|--|
| (1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと | | 公募申請時に提出 | 倫理規程 | (利益相反の防止及び開示)第7条 |
| (1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること | ・倫理規程 ・理事会規則 ・職員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・常勤会議規則 | 公募申請時に提出 | 倫理規程 | (兼職先組織への利益の禁止)第6条 |
| (2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること | 公募申請時に提出 | 倫理規程 利益相反管理規定 | | 倫理規定:(利益相反の防止及び開示)第7条、(利益相反管理規定:(申告)第3条、(申告内容の変更申告)第4条、(申告後の対応)第5条 |
| ● コンプライアンスに関する規程 | | | | |
| (1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること | コンプライアンス規程 | 公募申請時に提出 | コンプライアンス規程 | (コンプライアンス担当理事)第6条 |
| (2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | コンプライアンス規程 | (コンプライアンス委員会)第7条 |
| (3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | コンプライアンス規程 | (コンプライアンス委員会)第7条 |
| ● 内部通報者保護に関する規程 | | | | |
| (1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい) | 内部通報(ヘルpline)規程 | 公募申請時に提出 | 公益通報者保護に関する規程 | (通報等の方法)第4条 |
| (2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること | | 公募申請時に提出 | 公益通報者保護に関する規程 | (不利益の禁止)第12条 |
| ● 組織(事務局)に関する規程 | | | | |
| (1)組織(業務の分掌) | 事務局規程 | 公募申請時に提出 | 事務局規定 | (事務局)第2条、別表 |
| (2)職制 | | 公募申請時に提出 | 事務局規定 | (職員等)第3条 |
| (3)職責 | | 公募申請時に提出 | 事務局規定 | (職員の職務)第4条 |
| (4)事務処理(決裁) | | 公募申請時に提出 | 事務局規定 | (事務の決裁)第7条 |
| ● 職員の給与等 | | | | |
| (1)基本給、手当、賞与等 | 給与規程 | 公募申請時に提出 | 給与規程 | (基本月給)第6条、(第3条、 諸手当(特別手当)第18条) |
| (2)給与の計算方法・支払方法 | | 公募申請時に提出 | 給与規程 | (給与の計算方法)第4条 |
| ● 文書管理に関する規程 | | | | |
| (1)決裁手続き | 文書管理規程 | 公募申請時に提出 | 文書管理規程 | (決裁手続き)第6条 |
| (2)文書の整理、保管 | | 公募申請時に提出 | 文書管理規程 | (整理及び保管)第7条 |
| (3)保存期間 | | 公募申請時に提出 | 文書管理規程 | (保存期間)第8条 |
| ● 情報公開に関する規程 | | | | |
| 以下の1.-4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 | 情報公開規程 | 公募申請時に提出 | 情報公開規程 | (事業所据え置きの書類)第9条 |
| ● リスク管理に関する規程 | | | | |
| (1)具体的リスク発生時の対応 | リスク管理規程 | 公募申請時に提出 | リスク管理規程 | (具体的リスク発生時の対応)第7条 |
| (2)緊急事態の範囲 | | 公募申請時に提出 | リスク管理規程 | (緊急事態の範囲)第14条 |
| (3)緊急事態の対応の方針 | | 公募申請時に提出 | リスク管理規程 | (緊急事態発生時の対応の基本方針)第18条 |
| (4)緊急事態対応の手順 | | 公募申請時に提出 | リスク管理規程 | (緊急事態対策室)第19条 |
| ● 経理に関する規程 | | | | |
| (1)区分経理 | 経理規程 | 公募申請時に提出 | 経理規程 | (会計区分)第5条 |
| (2)会計処理の原則 | | 公募申請時に提出 | 経理規程 | (経理の原則)第3条 |
| (3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別 | | 公募申請時に提出 | 経理規程 | (経理責任者)第6条、(会計責任者)第22条 |
| (4)勘定科目及び帳簿 | | 公募申請時に提出 | 経理規程 | (勘定科目の設定)第8条、(会計帳簿)第10条 |
| (5)金銭の出納保管 | | 公募申請時に提出 | 経理規程、金銭出納規程 | 経理規定:(金銭出納規定)第23条、(金銭の管理)第3条 |
| (6)収支予算 | | 公募申請時に提出 | 経理規程 | (収支予算書の作成)第16条 |
| (7)決算 | | 公募申請時に提出 | 経理規程 | (決算の目的)第39条 |

公益財団法人 地域創造基金さなぶり

定 款

公益財団法人 地域創造基金さなぶり 定款

2021年5月 改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人 地域創造基金さなぶりと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、未曾有の東日本大震災と大津波、そして原発事故に見舞われた東北の人とまちと暮らしが彩り豊かになることを目指す。市民が市民を支え、地域課題解決のための公益活動を行おうとする多様な主体と、公益活動に共感し参加と支援と協働を行おうとする人々を対象に、社会的・経済的諸資源の仲介等をはかり、持続可能な郷土と、未来の子どもたちに誇りを持って受け継ぐことのできる新しい日本社会を創造することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益の増進に資する事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) 公益の増進に資する事業に対する資金貸付、債務保証、助成、顕彰等を行う事業
- (3) 公益の増進に資する不動産等の資源を活用する事業
- (4) 前2号に掲げるもののほか、公益の増進に資する事業に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
- (5) 公益の増進に資する事業に対するコンサルティング、並びに講座、セミナーの開催事業
- (6) 公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
- (7) 公益の増進に資する事業に關係した普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
- (8) 地域社会を支える人材に対する奨学金の給付
- (9) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内において行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者は、現金300万円を、当法人の設立に際して拠出し、この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社

団・財団法人法」という。) 第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行なうために不可欠なものとして定めた財産とする。

- 3 前項のうち、所得税法第8条第2項第2号又は法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金による基本財産を特定基本財産と称する。
- 4 基本財産以外の財産をその他の財産とする。
- 5 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産の取扱いについては、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 評議員及び役員の名簿
 - (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員5名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員

の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 役員の報酬等並びに費用に関する規程
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定めた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条、第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。この場合においては、その手続を第18条第1項の理事会において定めるものとし、第20条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があつた場合及び評議員会への報告の省略があつた場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならぬ。

(評議員会規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第25条 当法人に次の役員を置く。

理事 5名以上20名以内

監事 4名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち6名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

- 4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事より、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び第25条第2項の業務を執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 役員が次の1に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第33条 当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第34条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、当法人への助言や協力をを行い、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第2節 理事会

(設置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第33条の責任の免除

(開催)

第37条 通常理事会は、毎年定期に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があつたとき。
- (5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会は各理事が招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案に

ついて、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならぬ。第41条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会運営規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的及び評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第46条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第48条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、

公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分等）

第49条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 委員会

（設置等）

第50条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者等のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

（設置等）

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第52条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画書及び收支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 浅見紀夫、岩本正敏、小澤義春、小野澤瑞大、小岩孝子
佐々木勇、齋藤純子、鈴木孝男、野澤令照、間庭洋、
増子良一、伊藤浩子

2 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 大滝精一、齋藤孝志、笹氣光祚、白川由利枝、高橋悦子、
土佐昭一郎、宗片恵美子、紅邑晶子、川村志厚、針生英一
鈴木祐司

設立時監事 佐藤茂

3 当法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日である平成23年6月20日から平成23年12月31日までとする。

5 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 [REDACTED]

設立者 大滝精一

6 変更後の定款は第1条、第48条を除き即日に施行する。

7 変更後の第1条、第48条は公益認定の日である平成26年7月1日から施行する。施行前の第1条についてはなお従前の定めによる。

8 変更後の第4条は2016年5月20日から施行する。

9 変更後の第4条は2018年4月2日から施行する。

10 変更後の第5条、第25条は2021年5月31日から施行する。

以上

利益相反管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 地域創造基金さなぶり（以下、「当財団」という。）の倫理規程に基づき、当財団の理事および監事（以下、「役員」という。）、並びに職員の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「利益相反」とは、当財団の役職員が次の各号に掲げる取引（以下、「利益相反取引」という。）を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにする当財団の事業に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当財団との取引
- (3) 当財団から、自己が役員を務める企業、団体等（以下、「兼業先」という。）として一定額以上の金銭（助成金を含む）若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引、並びに各種供与を得るための申請手続きをする行為
- (4) 当財団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当財団とその理事との利益が相反する取引

第2章 兼業先の申告

(自己申告)

第3条 役職員は、当財団の役員就任時、及び職員の採用時に自己の兼業先の法人名および役職名について、事務局長に書面、又は電磁的方法で自己申告するものとする。

2 役員は当財団に再任された場合も、前項と同じ申告をするものとする。

(申告内容の変更申告)

第4条 役職員は、当財団の役員就任後、及び職員の採用後に新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな兼業先の法人名および役職名について、事務局長に書面、又は電磁的方法で申告するものとする。

2 当財団の役員就任時、及び職員の採用時またはその後、他の企業、団体等の役員を

退任した場合も、前項と同じ申告をするものとする。

- 3 当財団の役職員は、当財団の毎年度の開始月末日時点で変更がある場合には、前項と同じ申告をするものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容を精査した上で、当財団との間での利益相反の内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る。

- 2 事務局長は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、理事長と協議の上、すみやかに適正化のために迅速に対処する。

第3章 利益相反取引の承認および報告

(利益相反取引の承認)

第6条 役員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前条の開示事実にかかる理事会での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする役員は、その決議に加わることができない。

(利益相反取引の報告)

第7条 前条の利益相反取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第4章 利益相反管理態勢

(理事会の責任)

第8条 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、当財団の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 利益相反管理方針の制定、改廃に関すること
- (2) 利益相反管理体制の整備に関すること

(理事長の責任)

第9条 理事長は、当財団の利益相反管理態勢の統括責任者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定および管理方法に関すること
- (2) 利益相反の状況があった場合の是正措置に関すること
- (3) 利益相反管理に関する役職員の教育および啓発態勢の整備に関すること
- (4) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること

(事務局長の役割と責任)

第10条 事務局長は、当財団の利益相反管理態勢全般にかかる統括担当者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること
- (2) 利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること
- (3) 利益相反の状況があった場合には是正のための措置を講ずること
- (4) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成日から5年間保存すること
- (5) 役職員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について役職員の周知徹底を図ること
- (6) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置を実施すること

(監事による内部監査)

第11条 監事は、利益相反管理にかかる人的構成および業務運営体制について、定期的に検証を行うものとする。

2 監事は前項の検証の結果について、必要に応じて理事会または評議員会に報告するものとする。

第5章 その他

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年6月21日から施行する。(2019年6月21日理事会議決)

この規程は、2020年10月28日から施行する。(2020年10月28日理事会議決)

この規程は、2022年3月17日から施行する。(2022年3月17日理事会議決)

倫理規程

公益財団法人 地域創造基金さなぶり（以下、「当財団」という。）は、地域の復興とまちづくりの促進において、特定地域を事業対象とする市民コミュニティー財団として、また民間の公益活動を支援する立場において、その公益性の担い手として、重要な役割を期待されている。さらに当財団は、2011年に発生した東日本大震災の復興支援事業に従事することを設立の趣意とし、被災地域の甚大な被害の復興に対する支援活動に携わり、復興にとどまらない次の暮らしの創造を支援することを目的としている。

このような認識のもと、当財団が実施する全ての事業活動において、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、役職員が遵守すべき倫理規定を制定することとした。当財団のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう、不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第1条 当財団は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍・民族・宗教・性別・年齢等、いかなる理由によっても差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 当財団は、その設立目的に従い、広く公益の実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、地域社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。

当財団の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

- (ア) 当財団としての事業活動が広く公益に資するものか、また地域に貢献する事業となっているかを常に考慮する。
- (イ) 当財団は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- (ウ) 経費の適切な使用、並びに業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

（社会的信用の維持）

第3条 当財団は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

当財団の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

- (ア) 業務の執行にあたっては、公正、公平を旨とし、公益の増進に資する質の高い価値を創出することに努める。
- (イ) 当財団のインターネット上の公式アカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントも含めて、個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信、その他財団の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

（法令等の遵守）

第4条 当財団は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

当財団の役職員は以下のこと留意して行動しなければならない。

- (ア) 業務時間内はもとより業務時間外においても、公益の増進を図る財団の役職員であることを自覚し、社会的規範や各種法令の遵守、並びに各種事故防止に努める。
- (イ) 法令違反、倫理規定違反、その他社会的規範に悖る行為を発見した場合は、遅滞なく上司、或いは事務局長に報告する。

(私的利得の禁止)

第5条 当財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的利得の追求に利用することがあってはならない。

当財団の役職員は以下のこと留意して行動しなければならない。

- (ア) 支援候補組織、並びに支援先組織からの、私的利得供与を禁ずると共に、誤解の生じるような行為を避ける。
- (イ) 職務や地位を利用して特定の支援候補組織、並びに支援先組織に有利な取り計らいをするような行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(兼職先組織への利得の禁止)

第6条 当財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、当財団以外に役員を務める組織への当財団からの利得の追求があつてはならない。

当財団の役職員は以下のこと留意して行動しなければならない。

- (ア) 役職員は、有償・無償を問わず、他の組織との兼職状況について虚偽なく申告すると共に、新たな職務に就任した際、或いは退任した際には、速やかに理事長へ報告をする。
- (イ) 役職員が役員を務める組織（非営利、一般事業者の区分を問わず）への資金供与、並びにその他特定の便益の供与に際しては、公正、公平の立場で行動し、その組織に対して特別の便益を図る行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 当財団の役職員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当財団が定める所定の手続きに従わなければならない。

当財団の役職員は以下のこと留意して行動しなければならない。

- (ア) 支援先の選定にあたっては、公正、公平を旨とし、自ら関与している組織の調査・選考には加わらない。
- (イ) 役員と職員、または職員同士が談合して、財団の運営を私的に利用する行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、資金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

当財団の役職員は以下のこと留意して行動しなければならない。

- (ア) 各事業の実施計画を策定する際には、資金拠出者への報告はもとより、ニュースレター、ウェブ等を通じて、適時必要な情報を発信する。

(イ) 関連法規に則り、事業計画書、事業報告書を適時に公開する。

(情報の保護・管理)

第 9 条 当財団は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期し、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

当財団の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 職務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理（貸与しているパソコン等の管理を含む）、その他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、並びに他者・他組織へのデータの送信、外部への供与、情報の漏えい、を行わない。

(イ) 職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し、当事者の同意なしに第三者への情報提供を行わない。

(研鑽)

第 10 条 当財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

当財団の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 公益事業を実施しているという社会的使命の他、寄付金等の資金によって運営されていることを旨として、新聞やニュース、書籍等の一般的な情報源からの情報収集の他、講演会等のイベントや、研修への参加等を通じて、自己研鑽に努める。

(イ) 社会人としての基本的なマナーや道徳観を身につけ、他者の価値観を受け入れ、尊重し、常に自らの人格を磨く努力をする。

(規程順守の監視)

第 11 条 当財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置し、その結果に基づき指導助言する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2014 年 1 月 1 日から施行するものとする。

この規程は、2020 年 10 月 28 日に改訂するものとする。

この規程は、2022 年 3 月 17 日に改訂するものとする。（2022 年 3 月 17 日理事会議決）

履歴事項全部証明書

仙台市青葉区大町一丁目2番23号桜大町ビル602号室
公益財団法人地域創造基金さなぶり

| | | |
|----------|--|----------------|
| 会社法人等番号 | 3700-05-003190 | |
| 名 称 | <u>一般財団法人地域創造基金みやぎ</u> | |
| | 公益財団法人地域創造基金さなぶり | 平成26年 7月 1日変更 |
| | | 平成26年 7月 1日登記 |
| 主たる事務所 | 仙台市青葉区大町一丁目2番23号桜大町ビル <u>303号室</u> | 平成25年11月 1日移転 |
| | | 平成26年 7月 1日登記 |
| | 仙台市青葉区大町一丁目2番23号桜大町ビル 602号室 | 平成29年 7月 1日移転 |
| | | 平成29年 7月 10日登記 |
| 法人の公告方法 | <p>当法人の公告は、電子公告により行う。 http://blog.canpan.info/trust-miyagi/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p> | |
| 法人設立の年月日 | 平成23年6月20日 | |
| 目的等 | <p>目的</p> <p>当法人は、未曾有の東日本大震災と大津波、そして原発事故に見舞われた東北の人とまちと暮らしが彩り豊かになることを目指す。市民が市民を支え、地域課題解決のための公益活動を行おうとする多様な主体と、公益活動に共感・参加と支援と協働を行おうとする人々を対象に、社会的・経済的諸資源の仲介等をはかり、持続可能な郷土と、未来の子どもたちに誇りを持って受け継ぐことのできる新しい日本社会を創造することを目的とする。</p> <p>当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益の増進に資する事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業 (2) 公益の増進に資する事業に対する資金貸付、債務保証、助成、顕彰等を行う事業 (3) 公益の増進に資する不動産等の資源を活用する事業 (4) 前2号に掲げるもののほか、公益の増進に資する事業に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 (5) 公益の増進に資する事業に対するコンサルティング、並びに講座、セミナーの開催事業 (6) 公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業 (7) 公益の増進に資する事業に關係した普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売 | |

| | | | |
|----------|---|---------------|---------------|
| | (8) 地域社会を支える人材に対する奨学金の給付 (9) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を 支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業 (10) その他上記の目的を達成するために必要な事業 筆記の事業については、日本国内において行う。 | 平成28年 5月20日変更 | 平成28年 6月 9日登記 |
| 役員に関する事項 | 評議員 岩本正敏 | 平成27年 3月26日重任 | 平成27年 5月12日登記 |
| | 評議員 岩本正敏 | 平成31年 3月19日重任 | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 評議員 小澤義春 | 令和 2年 3月31日辞任 | 令和 2年 5月12日登記 |
| | 評議員 小澤義春 | 平成27年 3月26日重任 | 平成27年 5月12日登記 |
| | 評議員 小澤義春 | 平成31年 3月19日重任 | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 評議員 佐々木勇 | 平成27年 3月26日重任 | 平成27年 5月12日登記 |
| | 評議員 佐々木勇 | 平成31年 3月19日重任 | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 評議員 鈴木孝男 | 平成27年 3月26日重任 | 平成27年 5月12日登記 |
| | 評議員 鈴木孝男 | 平成31年 3月19日重任 | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 評議員 渡辺元 | 平成27年 3月26日重任 | 平成27年 5月12日登記 |
| | 評議員 渡辺元 | 平成31年 3月19日重任 | 令和 1年 9月20日登記 |

| | | |
|--|------------------|---------------|
| | <u>評議員</u> 新川達郎 | 平成27年 3月26日重任 |
| | | 平成27年 5月12日登記 |
| | <u>評議員</u> 新川達郎 | 平成31年 3月19日重任 |
| | | 令和1年 9月20日登記 |
| | <u>評議員</u> 深尾昌峰 | 平成27年 3月26日重任 |
| | | 平成27年 5月12日登記 |
| | <u>評議員</u> 深尾昌峰 | 平成31年 3月19日重任 |
| | | 令和1年 9月20日登記 |
| | <u>評議員</u> 熊谷眞人 | 平成27年 3月26日就任 |
| | | 平成27年 5月12日登記 |
| | <u>評議員</u> 熊谷眞人 | 平成31年 3月19日重任 |
| | | 令和1年 9月20日登記 |
| | <u>評議員</u> 佐山富雄 | 平成27年 3月26日就任 |
| | | 平成27年 5月12日登記 |
| | <u>評議員</u> 佐山富雄 | 平成31年 3月19日重任 |
| | | 令和1年 9月20日登記 |
| | <u>評議員</u> 青木ユカリ | 平成28年 9月 1日就任 |
| | | 平成28年11月17日登記 |
| | <u>評議員</u> 青木ユカリ | 平成31年 3月19日重任 |
| | | 令和1年 9月20日登記 |

| | | |
|--|------------------|---------------------|
| | 代表理事 <u>大滝精一</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| | 代表理事 <u>大滝精一</u> | 平成29年 6月15日登記 |
| | | 平成31年 3月 1日住所 移転 |
| | | 令和 1年 9月20日登記 |
| | | 平成31年 3月19日退任 |
| | | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 代表理事 <u>大滝精一</u> | 平成31年 3月28日就任 |
| | | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 理事 <u>大滝精一</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| | | 平成29年 6月15日登記 |
| | 理事 <u>大滝精一</u> | 平成31年 3月19日重任 |
| | | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 理事 <u>笹氣光祚</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| | | 平成29年 6月15日登記 |
| | | 平成31年 3月19日退任 |
| | | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 理事 <u>白川由利枝</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| | | 平成29年 6月15日登記 |
| | 理事 <u>白川由利枝</u> | 平成31年 3月19日重任 |
| | | 令和 1年 9月20日登記 |
| | 理事 <u>野澤令照</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| | | 平成29年 6月15日登記 |
| | | 平成31年 3月19日退任 |
| | | 令和 1年 9月20日登記 |

仙台市青葉区大町一丁目2番23号桜大町ビル602号室
公益財団法人地域創造基金さなぶり

| | | |
|----|-------------|---------------|
| 理事 | <u>強口暢子</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| 理事 | <u>強口暢子</u> | 平成29年 6月15日登記 |
| 理事 | <u>後藤尚人</u> | 平成31年 3月19日重任 |
| 理事 | <u>後藤尚人</u> | 令和1年 9月20日登記 |
| 理事 | <u>鈴木祐司</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| 理事 | <u>鈴木祐司</u> | 平成29年 6月15日登記 |
| 理事 | <u>大橋和彦</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| 理事 | <u>大橋和彦</u> | 平成29年 6月15日登記 |
| 理事 | <u>鹿野順一</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| 理事 | <u>鹿野順一</u> | 平成29年 6月15日登記 |
| 理事 | <u>山田淳</u> | 平成29年 3月24日重任 |
| 理事 | <u>山田淳</u> | 平成29年 6月15日登記 |
| | | 平成31年 3月19日重任 |
| | | 令和1年 9月20日登記 |
| | | 令和3年 1月31日辞任 |
| | | 令和3年 2月 2日登記 |

仙台市青葉区大町一丁目2番23号 桜大町ビル602号室
公益財団法人地域創造基金さなぶり

| | | |
|----|--------------|--|
| 理事 | <u>小泉知加子</u> | 平成29年 3月24日就任 平成29年 6月15日登記 平成31年 3月19日退任 令和 1年 9月20日登記 |
| 理事 | <u>高澤圭一</u> | 平成29年 3月24日就任 平成29年 6月15日登記 |
| 理事 | <u>高澤圭一</u> | 平成31年 3月19日重任 令和 1年 9月20日登記 |
| 理事 | <u>吉田勝利</u> | 平成29年 3月24日就任 平成29年 6月15日登記 平成31年 3月19日退任 令和 1年 9月20日登記 |
| 理事 | <u>石田祐</u> | 平成31年 3月19日就任 令和 1年 9月20日登記 |
| 理事 | <u>葛巻徹</u> | 平成31年 3月19日就任 令和 1年 9月20日登記 |
| 理事 | <u>福田大輔</u> | 平成31年 3月19日就任 令和 1年 9月20日登記 |
| 理事 | <u>松井佑介</u> | 平成31年 3月19日就任 令和 1年 9月20日登記 |
| 理事 | <u>今野彩子</u> | 令和 1年 7月22日就任 令和 1年 12月13日登記 |
| 理事 | <u>真壁さおり</u> | 令和 2年 11月30日就任 令和 3年 2月 2日登記 |

仙台市青葉区大町一丁目2番23号桜大町ビル602号室
公益財団法人地域創造基金さなぶり

| | | |
|-----------------------|---|---------------|
| | 監事 内野恵美 | 平成27年 3月19日就任 |
| | 監事 内野恵美 | 平成27年 5月12日登記 |
| | 監事 鈴木祐太郎 | 平成31年 3月19日重任 |
| | 監事 鈴木祐太郎 | 令和1年 9月20日登記 |
| | 監事 笹氣光祚 | 平成27年 4月10日就任 |
| | 監事 笹氣光祚 | 平成27年 5月12日登記 |
| | 監事 笹氣光祚 | 平成31年 3月19日退任 |
| | 監事 笹氣光祚 | 令和1年 9月20日登記 |
| 役員等の法人に対する責任の免除に関する規定 | 当法人は、役員及び評議員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。 | |
| 登記記録に関する事項 | 設立 | 平成23年 6月20日登記 |



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和4年 6月29日

仙台法務局

登記官

田附隼人

